

埼玉県消費生活功労者表彰要綱

1 目的

多年にわたり、消費者団体（消費生活協同組合を含む。）の活動をとおして、消費者の利益の擁護及び増進に献身的活動を続け、その功績が顕著である者を表彰して、その労に報いるとともに、後進者への励ましとし、もって消費生活の安定及び向上を図るものとする。

2 対象

(1) 消費者団体の役員

消費者団体における諸活動に精励し、他の模範と認められる者

(2) 消費生活協同組合の役職員

県内の消費生活協同組合の発展に功績のあった者

(3) 次に掲げる者は除くこと

ア 過去において同一功績により、厚生大臣表彰等を受賞した者

イ 過去において同一功績により、埼玉県表彰規程に基づく表彰を受賞した者

ウ 過去において、この要綱に基づく表彰を受けた者

(4) 候補者推薦基準は、別紙1「埼玉県消費生活功労者推薦基準」によるものとする。

3 推薦上の留意点

(1) 推薦調書は、様式1、様式2を用いること。

(2) 候補者が複数の場合は、推薦順位を付すこと。

(3) 推薦調書の作成要領は、別紙2のとおりとする。

4 被表彰者の決定

消費生活支援センター所長、県域の消費者団体等の推薦に基づき、功績内容について検討した上で被表彰者を決定する。

附 則

この要綱は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

様式 1

埼玉県消費生活功労者推薦調書（消費者団体）

			推薦順位	
(ふりがな) 氏 名		性 別	男 女	昭和 年 月 日生 (年齢 歳)
現 住 所 (電話番号)	() -			
現 職 名 団 体 住 所 (電話番号)	() -			
推薦事由（具体的功績の概要）				
従事及び役員活動年数（通算年限 年 月）				
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
表彰及び不祥事等の歴				
その他特記事項（知事附属機関等の委員歴）				

様式 2

埼玉県消費生活功労者推薦調書（消費生活協同組合）

			推薦順位	
(ふりがな) 氏 名		性 別	男 女	昭和 年 月 日生 (年齢 歳)
現 住 所 (電話番号)	() -			
現 職 名 所 属 住 所 (電話番号)	() -			
推薦事由（具体的功績の概要）				
役職員活動年数（通算年限 年 月）				
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
昭和・平成	年	月	～	年 月
表彰及び不祥事等の歴				
その他特記事項（知事附属機関等の委員歴）				

埼玉県消費生活功労者推薦基準

過去5年程度の間に、消費者の権利の尊重及び自立の支援という観点から、以下について顕著な活動を行い成果をあげた者を推薦対象とし、被表彰者の推薦人員は、各団体1名とする。

1 消費者団体

消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動

ただし、消費者団体の活動に5年以上従事した者

2 消費生活協同組合

消費生活協同組合において行う消費者に対する相談、苦情の処理及び消費者に対する情報提供等の活動

ただし、消費生活協同組合に15年以上従事した者

別紙 2

埼玉県消費生活功労者調書作成要領

- 1 推薦順位欄は、被推薦者が複数の場合記入すること。
- 2 役（職）員等通算年限は、当該年度 7 月 1 日時点を基準に記入すること。
- 3 役（職）員歴は消費者団体・生活協同組合を中心に記入すること。
- 4 推薦事由は、具体的な功績の概要を記入すること。
- 5 表彰及び不祥事件等の歴は、知事表彰等の受賞歴などを記入すること。
- 6 その他特記事項は、県知事及び市町村長附属機関の委員歴等があれば、記入すること。